

笠岡市総合事業「通所型サービスC」業務委託に係る事業者募集要領

1 目的

介護予防・日常生活支援総合事業の通所型サービスC（生活機能向上のための短期集中型サービス）を実施するにあたり、委託事業者を募集する。

2 委託業務の内容

別紙仕様書のとおり

3 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

なお、提出期限を過ぎての書類提出については、提出月の翌月にまとめて審査し、審査結果通知の翌月初めから令和7年3月31日までとする。

4 利用者1人当たりの委託料

委託料	利用者自己負担
3,290円/回	0円

委託料の中に消費税を含む。

なお、委託期間における委託料の金額は変わらないものとする。

5 応募資格

応募資格は、次に該当する者とする。

- (1) 笠岡市内指定介護予防通所介護事業者、笠岡市内指定介護予防通所リハビリテーション事業者又は委託業務を実施するために必要な職種（別紙仕様書参照）の専門職員を備えているか、または雇用の確保ができる笠岡市内法人事業者であること。
- (2) 笠岡市暴力団排除条例（平成24年笠岡市条例第11号）第2条第1号から第3号に定める者及び団体に該当しないこと、また、これらと社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 市税、県税及び国税の全税目について滞納がないこと。
- (6) その他関係法令、規則等に違反していないこと。
- (7) 利用者の送迎ができること。
- (8) 新規事業所については、笠岡市の令和4年度入札参加資格を有していること。

※資格を有しない者にとっては、申込書類の提出締切日までに参加資格の認定を受けること。なお、登録方法については、市のホームページで確認すること。

6 申請方法

応募を希望する者は、下記のとおり必要書類を提出する。

(1) 申込書類（関係様式ほか必要書類）を提出する。

提出にあたっては、別添「関係資料様式集」を参照すること。

提出書類は、理由の如何を問わず返却しないこととする。

(2) 提出期限

令和6年3月11日（月）までとする。

令和6年3月12日（火）以降の提出については、毎月月末でまとめて審査し、審査結果通知の翌月初めから委託契約を締結する

(3) 提出先

原本1部を笠岡市役所地域包括ケア推進室へ提出すること。また、申請者保管用として副本1部を保管すること。

7 審査・選定方法

応募事業所の提出書類に基づき、審査を行うこととする。事務局審査及び審査委員会審査の2段階の審査を行うこととする。審査委員会については、別添笠岡市総合事業「通所型サービスC」業務委託に係る審査委員会設置要領のとおりとする。

まず、事業の資格要件等について事務局が審査し、審査委員会審査の対象事業所を決定する。審査委員会審査では、評価の視点ごとに点数化し、70点以上で合格と判断する。ただし、継続事業所については、事務局審査のみとする。

(1) 事務局審査

提出書類に基づき、下記の評価項目において、事業の資格要件等を満たしているかどうかの審査を行う。

評価項目
1. 応募資格要件を満たしているか
2. 人員基準や設備基準、運営基準を満たしているか
3. 実施場所の確保が可能であるか
4. 受入、送迎が可能であるか

(2) 審査委員会審査

下記の評価の視点において審査を行う。

	評価の視点	配点
1	在宅生活の継続に重点を置いた取組姿勢が感じられるか。	10点
2	「利用者の在宅生活の継続」に視点を置いたアセスメントができるか。また、アセスメントを活かした具体的な個別サービス計画が策定できるか。	20点
3	個別サービス計画に沿ったサービスプログラムが提供できるか。また、利用者の状態によって、プログラムの変更を行っているか。	20点
4	サービス内容に基づき、利用者の機能評価を行っているか。また、定期的にモニタリングを行い、機能の改善に努めることができるか。	20点
5	サービス終了後も利用者が在宅生活を継続するための手段の提案を示すことができるか。	10点
6	個人情報保護の取組みが実施されているか。	10点
7	事業実施に対して、安全管理の確保が設けられているか。	10点

8 選定結果

審査結果については、応募された事業者に別途通知する。なお、審査経過については原則公表しない。また、異議の申し立てには一切応じない。

9 選定の取消

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。次の各号のいずれかに該当する場合は選定を取り消すことがある。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) その他審査委員会が、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認める場合
- (5) 応募資格を有していないことが判明した場合

10 その他留意事項

- (1) 応募に要する費用は、すべて応募事業者の負担とする。
- (2) 提出後の申請書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (3) 申請書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (4) 資格の継続については、関係資料様式集様式1号、様式3-1号、様式3-2号、様式4号、様式5号のみの提出とする。なお、基準を満たしていないと判断された場合には、契約の締結は行わないこととする。
- (5) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

1 1 問合せ・提出先

〒714-8601 笠岡市中央町1番地の1

笠岡市 健康福祉部 地域包括ケア推進室

TEL : 0865-69-1033

FAX : 0865-69-2182

E-mail : t-keasuishin@city.kasaoka.lg.jp